## 富 士 見 市 有 料 広 告 の 制 限 指 針 (平成22年8月18日決裁)

(趣旨)

第1条 この指針は、富士見市有料広告の掲載に関する要綱(平成19年告示第22 - 2号)第3条に規定する広告の制限の指針を定めるものであり、広告媒体への 広告掲載の可否は、この指針に基づき判断する。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの指針)

第3条 この指針に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の指針が必要な場合は、別途作成することができる。

(制限の指針)

- 第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。
  - (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
  - (2)貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業と される業種
  - (3)債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
  - (4) ギャンブル(宝くじを除く。) に関する業種
  - (5)投機的商品に関する業種
  - (6)たばこに関する業種
  - (7)占い又は運勢判断に関する業種
  - (8)探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)に規定する探 偵業とされる業種及びこれに類する業種
  - (9)法律の定めのない医療類似行為を行う業種
  - (10)暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者

- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続又は会社更生法 (平成14年法律第154号)に基づく更生手続を開始している事業者
- (12) 各種法令に違反している事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14)市の市民相談窓口等に苦情相談があり、その内容が悪質と認められる事業者
- (15)本市の市税を滞納している事業者
- (16) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- 2 次に掲げる内容又は表現の広告は、掲載しない。
  - (1)市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
  - (2)人権侵害、名誉毀損又は差別的なもの
  - (3)他人を誹謗、中傷又は排斥する内容のもの
  - (4)市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - (5) 非科学的又は迷信に類するもの
  - (6)国内世論が大きく分かれているもの
  - (7)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (8)公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (9)社会問題を扱うもの
  - (10) ギャンブル(宝くじを除く。) などを肯定するもの
  - (11)暴力、犯罪、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は助長するような表現
  - (12)残酷な描写又はわいせつ性を連想させる表現
  - (13) 未成年者の心身に有害なもの
  - (14) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
  - (15)公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - (16) 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
  - (17)個人又は団体などの意見広告
  - (18)個人の氏名広告
  - (19) 誇大表現、根拠のない表示又は誤認を招きやすい表現(例:市内で一番安い)
  - (20)射幸心を著しくあおる表現(例:今が、絶好のチャンス)

- (21)第三者の氏名、写真等を無断で使用するもの又はプライバシーを侵害するもの 若しくはそのおそれのあるもの
- (22)統計、文献、専門用語等の引用又は取引等に関して表示すべき事項を明記しないことにより、実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現(合理的な根拠を示す資料を提出しない場合を含む。)
- (23) 社員、副業、内職、会員等の募集に関するもの
- (24) 自己の供給する商品等と競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として 明示し、又は暗示するもの
- (25) 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第 三者が推奨し、若しくは保証する記述があるもの
- (26)社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して優れていることを誤認させるもの
- (27)投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のも の
- (28)他人名義の広告
- (29)通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、 返品条件等が不明確なもの
- (30)通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いたもので、その実体、内容及び施設が不明確なもの
- (31)外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校でないにもかかわらず、その旨を表示していないもの
- (32) 市が広告を掲載する者(以下「広告主」という。)を支持し、又はその商品若 しくはサービス等を推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの(本 市が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。)
- (33)消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現(編集記事とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。)
- (34)国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品、サービス等の推 奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (35) その他市長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

(その他)

- 第5条 前条に掲げるほか、広告の掲載にあたっては次の事項について遵守するもの とする
  - (1) 肖像権及び著作権の無断使用にあたらないかを確認する。
  - (2)割引・値引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示する。
  - (3)比較広告の場合は、内容が客観的に実証されていることを確認する。
  - (4)法人格を有する広告主は、法人名、所在地及び連絡先を明記する。法人格 を有しない団体の場合は、代表者名、所在地及び連絡先を明記する。
  - (5)アルコール飲料の広告の場合は、「お酒は、20歳を過ぎてから」などの表示を入れ、飲酒を誘発するような描写はしない。